

## 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

## 平和・人権分野

1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 参加と協働の基盤づくり (2) 地域力の再生
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域での自立生活支援 (3) 健康
3. 子どもを共に育むまち	(1) 子どもの権利保障 (2) 子育て環境の充実 (3) 幼児教育 (4) 学校における教育 (5) 地域における教育
4. 多様性を尊重し合えるまち	(1) 多文化共生の推進 <b>(2) 平和と人権の尊重</b> <b>(3) 男女共同参画社会の実現</b>
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) リサイクル・清掃事業の推進
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) 魅力あるまちづくりの推進 (2) 魅力ある都心居住の場づくり (3) 交通体系の整備 (4) 災害に強いまちづくりの推進 (5) 安全・安心の確保
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 都市の魅力による集客力の向上 (2) 産業振興による都市活力創出
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	(1) 文化によるまちづくりの推進 (2) 芸術・文化の振興 (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

# 基本計画

## 後期体系案と現体系比較表

(平和・人権)

後期基本計画体系案

現基本計画体系

【政策】

【施策】

【政策】

【施策】

4-2 平和と人権の尊重	①平和と人権の尊重
--------------	-----------

3-2 平和と人権の尊重	①平和と人権の尊重
--------------	-----------

4-3 男女共同参画社会の実現	①男女共同参画社会の条件整備
-----------------	----------------

3-3 男女共同参画社会の実現	①男女共同参画社会の条件整備
-----------------	----------------

※赤字は変更部分、赤丸は特に重要な変更部分

# 補完計画

## としま男女共同参画推進プラン比較表

としま男女共同参画推進プラン

平成19年12月策定

目標	施策	実施施策
I 人権尊重のまち	1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組の推進 (2) 人権尊重の啓発と性的商品化・売買春のないまちづくりの推進
	2 性と生に関する健康支援	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ2の視点を重視した健康支援の充実 (2) 生涯を通じた健康づくりの推進
II 多様な選択ができるまち	1 女性の自立支援と多様なライフスタイルに応じた支援	(1) 子育て支援の充実 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援
	2 雇用の場における男女平等の推進	(1) 雇用の場における男女平等の推進
III 学び参画し、推進するまち	1 区民・団体等の自主的活動への支援	(1) 自主的な活動への支援とネットワーク化の推進
	2 学習・啓発による男女共同参画意識	(1) 学校における男女平等教育・学習の推進 (2) 家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発
	3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用 (2) 管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大
IV 両立できるまち	1 家庭生活と社会生活との両立支援の推進	(1) 男性の育児・介護参加とワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 育児と仕事を両立させるための環境整備の推進 (3) 地域生活・地域活動への共同参画の推進
	2 介護体制の確立と高齢者・障害者が安心して暮らすための支援	(1) 介護を支える環境整備の推進 (2) 高齢者・障害者の自立支援と社会参画の促進
プランの積極的な推進		(1) 男女共同参画社会の実現に向けての情報収集・提供、調査・研究の充実 (2) 男女共同参画についての行政職員の意識形成の促進 (3) 推進体制の充実・強化

としま男女共同参画推進プラン

平成13年3月策定

目標	施策	実施施策	
男女平等と共同参画への意識の形成	I あらゆる場における男女平等教育・学習の推進	1 学校における男女平等教育・学習の推進 2 家庭・地域・職場における男女平等教育・学習の推進	
	II 男女平等の社会意識の形成	3 男女平等推進のための情報収集・提供、調査・研究の充実 4 男女平等推進のための広報・啓発の充実 5 メディアにおける人権の尊重と啓発活動の推進	
日常生活の場における男女の平等と共同参画の実現	III 家庭生活における男女の参画の推進	6 家庭における男女の参画の推進 7 男性の家事・子育て・介護への参画の推進 8 子ども家庭福祉の充実と子育て支援ネットワークづくり 9 高齢化に対応した介護支援システムの充実 10 ひとり親家庭への福祉施策の充実	
		IV 職場における男女平等と共同参画の推進	11 雇用機会の拡大と就職・再就職への支援 12 雇用の場における平等な取扱いの推進 13 家事・育児・介護を担う労働者の雇用継続を保障するための環境整備
		V 地域生活・地域活動における共同参画の推進	14 地域生活・地域活動への共同参画の推進
女性の人権の尊重と生涯を通じた健康づくりへの支援	VI 生涯を通じた健康づくりへの支援	15 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ2の概念の普及とその視点を重視した健康支援の充実 16 生涯を通じた健康づくり	
	VII 女性に対するあらゆる暴力の撤廃	17 女性に対するあらゆる暴力の撤廃のための取組の推進 18 買売春・性的商品化に対する取組の推進	
男女共同参画を推進する地域社会システムの構築	VIII 男女平等実現のための相談事業の整備・充実	19 男女平等のための相談事業の充実 20 外国人女性への施策の充実	
		IX 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	21 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用 22 女性の人材育成とネットワーク化の推進
男女共同参画行政推進組織と男女平等推進センターの機能の充実	X 男女平等親に基づく行政の意識改革と組織体制の実現	23 男女平等についての行政職員の意識形成の推進 24 女性職員の管理・監督者への積極的な登用と職域の拡大 25 男女共同参画行政推進組織と男女平等推進センターの機能の充実 26 (仮称)男女共同参画基本条例の制定と男女共同参画都市宣言	

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

修 正 案	平 成 1 8 年 3 月 策 定 現 基 本 計 画	変 更 内 容 等
<p>(2)平和と人権の尊重 豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。</p>	<p>(2)平和と人権の尊重 豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>①平和と人権の尊重 豊かな地域社会の基盤をなす、平和を大切にすることを育んでいきます。 また、人と人との交流を大切に、お互いに相手を思いやり、尊重する地域社会を築きます。</p>	<p>①平和と人権の尊重 豊かな地域社会の基盤をなす、平和を大切にすることを育んでいきます。 また、人と人との交流を大切に、お互いに相手を思いやり、尊重する地域社会を築きます。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(3)男女共同参画社会の実現 区民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、だれもが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。</p>	<p>(3)男女共同参画社会の実現 区民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、だれもが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。</p>	<p>変更なし</p>
<p>①男女共同参画社会の条件整備 男女がともに、その個性と能力を存分に発揮できるよう、区民の意識改革をすすめます。 あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、「豊島区配偶者暴力防止基本計画(仮称)」(計画期間:平成24年度～平成28年度)に基づく配偶者等による暴力の根絶、職業と家庭生活の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。さらに、その実現のため、関連機関との連携を積極的に図ります。</p>	<p>①男女共同参画社会の条件整備 男女がともに、その個性と能力を存分に発揮できるよう、区民の意識改革をすすめます。 また、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、職業と家庭生活の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。さらに、その実現のため、関連機関との連携を積極的に図ります。</p>	<p>配偶者暴力防止計画に基づき配偶者等による暴力の根絶をめざすことを明確にするために加筆する。</p>